

NTTグループ団体

給料補償保険 (GLTD)

会社付保

*団体給料補償保険 (GLTD) <会社付保>は、NTT株式会社を契約者とする団体長期障害所得補償保険の略称です。

カフェテリア **4pt** を活用して収入減少のリスクに備えましょう!
ポイント利用だから **保険料の自己負担はありません**

病気やケガで長期に休職となった場合の保険です



妊娠・出産による
身体障害で入院



医師の指示による
自宅療養やリハビリ期間



復職後の収入減少



地震・噴火・津波
による病気やケガ



精神障害

*病気やケガで就業障害になり、連続200日を超えて働けない状態が続いた場合に、201日目から補償対象となります。

会社付保 お手続き方法の流れ (期首申請期間のみ)



STEP1
N-Biz Life Station
にアクセス



STEP2
カフェテリア
ポイント
申請ページ



STEP3
4pt
ポイント申請
団体給料補償保険(GLTD)
会社付保 を選択し
ポイント申請



STEP4
申込み
申請画面のリンク先
(加入申込フォーム)から
必要項目を入力して送信



新規・継続ともに **ポイント申請** **申込み**
両方のお手続きが必要です。

「新規加入」も「継続加入」もお手続きできるのは **4月の期首申請時だけ!**

保険期間 ▶ 2026年9月1日～2027年9月1日

取扱代理店

引受保険会社

「GLTD」の補償イメージ

NTTグループのGLTDは2種類！ **本人付保** と **会社付保** をセットで加入することで補償が充実します

3人に1人の方がセット加入をしています。

※2025年度(会社付保)GLTD全体における加入割合

5秒で計算！
シミュレーターで適正口数と保険料を確認してみよう！



例えば 30歳の方がセット加入した場合…		年収400~500万円 加入口数目安：8口	
	口数	セット加入した場合の月額保険料	
		男性	女性
本人付保	6口(保険料は自己負担)	1口61円×6口= 366円	1口70円×6口= 420円
会社付保	一律2口相当(保険料負担なし)	カフェテリアポイント4pt(保険料負担なし)	



〈連続支払対象外期間〉



病気やケガで就業障害となり、200日*1を超えて働けない状態が継続した場合、保険金をお支払いします。
病気やケガの発生原因が国内・国外を問わず補償されるので安心です。

*1 妊娠に伴う身体障害補償特約での支払対象外期間は90日となります。

- 200日の支払対象外期間中に一時的に復職し、その原因となった身体障害によって再び就業障害となった場合には、その支払対象外期間において通算した復職日数が14日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。
- 妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払い時の場合、90日の支払対象外期間中に一時的に復職し、その原因となった身体障害によって再び就業障害となった場合には、その支払対象外期間において通算した復職日数が7日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。

*2 精神障害で就業障害が発生した場合は、最長3年間の補償となります。

お受取りいただく保険金額

- 業務に全く従事できない場合
補償開始から30か月まで▶ **1万円×加入口数**
補償開始から31か月以降▶ **3万円×加入口数**
- 一部復職(復職したが収入が健康時の80%未満)の場合
補償開始から30か月まで▶ **1万円×加入口数×所得喪失率***
補償開始から31か月以降▶ **3万円×加入口数×所得喪失率***
*所得喪失率=(就業障害発生前の所得額-回復所得額)÷就業障害発生前の所得額

※お支払いする保険金には、物価調整機能(増額のみ)があります。実際のお支払いは就業障害発生日で異なります。

※年収を超えた保険金額でご加入された場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※お支払いする保険金は非課税です。

加入者様限定！ RIZAPと提携した健康増進のための付帯サービス

RIZAPトレーナーによる無料トレーニング体験を特別にお届けします。

※サービスの利用可能回数は、保険期間中1回までになります。



会社付保 と **本人付保** に両方加入された場合は、

年に2回 サービスが受けられます!!

よくあるご質問

q1 **会社付保** のみの加入では補償が足りないため増やしたいのですが、どうすればよいですか？

A. <本人付保>の補償に追加でご加入ください。N-Biz Life Stationの「団体・団体扱保険」ボタンから手続きページに進めます。

q2 カフェテリアメニューの期首申請時以外の時期に加入手続きをすることはできますか？

A. できません。<会社付保>は期首申請時(4月)のみのお手続きとなります。(保険期間は9月1日から1年間)

q3 次年度以降も補償を継続させるためには、どうすればよいですか？

A. 毎年カフェテリアメニューの期首申請時にポイントの申請およびご加入のお手続きが必要です。(お手続きがない場合は、次年度(9月1日から1年間)の補償はありません。)

会社付保 と **本人付保** を一緒に加入する場合の口数の目安を教えてください。

A. ご加入直前12か月における年収区分に応じて<会社付保>と<本人付保>で口数配分し、設定してください。
*<会社付保>は2口相当分の補償になります。(補償開始後30か月まで2万円、31か月以降65歳まで6万円)

q4	年収区分	加入口数の目安	保険金額月額		年収区分	加入口数の目安	保険金額月額	
			30か月まで	31か月以降			30か月まで	31か月以降
	200万円から300万円	4口	4万円	12万円	700万円から800万円	14口	14万円	42万円
	300万円から400万円	6口	6万円	18万円	800万円から900万円	16口	16万円	48万円
	400万円から500万円	8口	8万円	24万円	900万円から1,000万円	18口	18万円	54万円
	500万円から600万円	10口	10万円	30万円	1,000万円から1,100万円	20口	20万円	60万円
	600万円から700万円	12口	12万円	36万円	1,100万円超	22口	22万円	66万円

q5 現在、**本人付保** にのみ加入していますが、**会社付保** を新たに追加で加入することはできますか？

A. できます。4月の期首申請時にポイント申請と合わせて加入申込みをしてください。
※会社付保のみ、本人付保のみでも加入いただけます。

会社付保 ・ **本人付保** それぞれの加入対象者の範囲を教えてください。

q6 A. <会社付保>:NTTグループの福利厚生カフェテリアプランメニューの対象者
<本人付保>:NTT株式会社およびその子会社、関連会社の在職者で、毎月給料の支払いを受けかつ一般社団法人NTTグループ共済会で保険料の給料控除が可能の方

q7 退職した場合はどうなりますか？

A. 退職日をもって保険期間(補償期間)は終了します。退職後の手続きは不要です。

q8 加入前(保険開始前)に発症した疾病を原因として長期就業障害状態となった場合、補償の対象となりますか？

A. 保険開始よりも前に発症していた疾病が原因で就業障害状態となったとき、保険金が支払われない場合があります。ご注意ください。(詳細はパンフレットの5ページをご覧ください。)

q9 現在、病気やケガで休職中ですが **会社付保** に加入できますか？

A. 期首申請時点で病気やケガで既に休職している方はご加入いただけません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

- (1) **保険の種類と団体割引**
団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 - **割引率について**
 - ① 団体割引
現在の団体割引は30%を適用しております。
 - ② 優良割引（経験損害率による保険料料率の修正）
保険金お支払実績（総保険金）およびご加入実績（総保険料、加入者数）に基づき毎年決定されます。2026年9月1日の割引率は76%を適用しております。
 - ③ 健康経営割引
現在の健康経営割引は5%を適用しております。
- (2) **新規申込・継続手続期間**
当該年度のカフェテリアプランの期首申請期間と同じ
- (3) **保険期間**
2026年9月1日午後4時から2027年9月1日午後4時まで
- (4) **引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等**
引受条件（保険金額、対象期間、支払対象外期間（保険金をお支払いしない期間）等）、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者（被保険者）の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - **保険契約者**
NTT株式会社
 - **加入対象者**
NTTグループ福利厚生カフェテリアポイント制度で団体給料補償保険（GLTD）＜会社付保＞を申請した在职者
 - **被保険者**
加入対象者ご本人、保険始期日現在で満18歳以上満64歳以下の方が対象となります。
 - **加入方法**
 - ① 期首申請時に、N-Biz Life Stationにて、「団体給料補償保険（GLTD）＜会社付保＞」のポイント申請をしてください。
 - ② ポイント申請WEB画面のリンク先にある、「団体給料補償保険（GLTD）＜会社付保＞申込フォーム」から、加入申請をしてください。
 - **団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。**
- (5) **満期返れい金・契約者配当金**
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容 (保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合)

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合

■ **お支払いする保険金の主な内容**
被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。
お支払いする保険金の額（月額）＝保険金額×所得喪失率（*1）
（*1）所得喪失率＝（就業障害発生前の所得額－回復所得額）÷就業障害発生前の所得額
（注1）就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額（6万円）を限度とします。
（注2）保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を日割計算します。
（注3）保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算をします。
（注4）補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。保険金をお支払いする期間（※）＝就業障害である期間－支払対象外期間（※）
（※）協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間の200日（妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日）を超えた時から対象期間（65歳に達するまで）が始まり、その対象期間内における就業障害である期間（日数）をいいます。ご加入時に満60歳以上の方の対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して5年間となります。
（注5）対象期間（65歳に達するまでもしくは5年）を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
（注6）原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
（注7）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。
① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
② 被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額
（注8）支払対象外期間の200日（妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日）を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間の200日（妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日）および対象期間を適用します。
（注）業務に全く従事できない期間が支払対象外期間の200日（妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日）を超えた時から対象期間（65歳に達するまで）となります。ご加入時に満60歳以上の方の対象期間は、支払対象外期間終了日の日の翌日から

起算して5年間となります。
（注9）前記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率（*2）をもとに損保ジャパン所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。
（*2）物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数（全国総合）」をもとに算出します。
・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。
・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。
（注10）精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。
（注11）妊娠に伴う身体障害補償特約をセットした場合、被保険者の妊娠、出産、早産、流産によって生じた身体障害による就業障害についても保険金をお支払いします。ただし、支払対象外期間は、90日とします。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する身体障害（病気またはケガ）による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 故意または重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
- ④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（*3）を除きます）、核燃料物質等によるもの
- ⑤ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（*4）のないもの
- ⑥ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- ⑦ 精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害
- ⑧ 発熱等の他覚的症候のない感染 など

（注）精神障害補償特約がセットされていますので、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります（血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。
（*3）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
（*4）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

（注）団体長期障害所得補償保険を複数ご契約（※）された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。
（※）他社のご契約を含みます。

用語のご説明

- 身体障害…………… 傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。
- 傷害（ケガ）…………… 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
 - ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
- 疾病（病気）…………… 傷害以外の身体の障害をいいます。
- 身体障害を被った時 次の①または②のいずれかの時をいいます。
 - ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。
 - ② 疾病については、医師の診断による発病の時。
 ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
- 就業障害……………（支払対象外期間中の就業障害の定義）…身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。
 - （対象期間中の就業障害の定義）……………身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていないこと。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
- 所得…………… 業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
- 支払基礎所得額…………… 保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
- 平均月間所得額…………… 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

用語のご説明 つづき

- 回復所得額………支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
- 支払対象外期間……就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である200日（妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時は90日）（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中（200日）に一時的に復職し、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合は、その支払対象外期間において通算した復職日数が14日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。なお妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払い時は支払対象外期間中（90日）に一時的に復職し、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合は、その支払対象外期間において通算した復職日数が7日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。
- 対象期間………支払対象外期間終了日の翌日から満65歳に達する日までの期間（日数）をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。ただし、ご加入時に満60歳以上の方は一律5年間とします。また精神障害による就業障害については、各年齢とも最長3年間とします。

その他ご注意いただきたいこと

■保険金額の設定について
 保険金額は、ご加入直前12か月における年収の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度^(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等^(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
 (※1) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。
 (※2) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

加入口数の目安について 口数はご加入直前12か月における年収の区分に応じて設定してください。 ※口数の目安は年収区分の7割になるように設定しております。 ※年収を超えた保険金額でご加入された場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。	年取区分		加入口数の目安		保険金額(月額)			
	30か月まで	31か月以降	30か月まで	31か月以降	30か月まで	31か月以降		
	200万円～300万円	4口	4万円	12万円	700万円～800万円	14口	14万円	42万円
	300万円～400万円	6口	6万円	18万円	800万円～900万円	16口	16万円	48万円
	400万円～500万円	8口	8万円	24万円	900万円～1,000万円	18口	18万円	54万円
	500万円～600万円	10口	10万円	30万円	1,000万円以上	20口	20万円	60万円
	600万円～700万円	12口	12万円	36万円	1,100万円超	22口	22万円	66万円

<会社付保>は<本人付保>の2口相当分の補償になります。(補償開始後30か月まで2万円、31か月以降65歳まで6万円)
 ◎被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

- 1.クーリングオフ
この保険はNTT株式会社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- 2.ご加入時における注意事項
 - 保険契約者（団体）は、病気やケガ、就業規則等における休業制度で休職されている方^(※1)の有無について、保険会社に一括して告知を行います。告知日現在、病気やケガで休職されている方はご加入いただけません。
 (※1) 病気やケガ、就業規則等における休業制度で休職されている方とは、「制度等」(①私傷病(業務以外の理由で生じたケガや病気)による休職、②健康保険の傷病手当金(付加給付、延長給付を含みます。))の受給、③労働者災害補償保険(政府労災)の休業給付の受給、④左記①～③以外の傷病による休暇の際にのみ取得できる積立有休休暇および同様の制度)を適用中または適用申請中の方をいいます。
 - ご加入の際は、「団体給料補償保険 (GLTD) <会社付保>申込フォーム」の入力内容に間違いがないか十分にご確認ください。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時直前の24か月に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業障害（保険金の支払事由）に対しては保険金をお支払いします。
 (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- 3.ご加入後における留意事項 (通知義務等)
 - 被保険者が休職された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なくきらら保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知ください。
 - 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、契約をお断りする場合がございます。
 - 退職した場合、退職日をもって保険期間は終了となります。ポイントの返還や保険料の返れい等は発生いたしません。

<重大事由による解除等>
 保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 4.責任開始期
保険責任は保険期間初日の2026年9月1日午後4時に始まります。
- 5.事故がおきた場合の取扱い
 - 就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまでご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 保険金のご請求にあたっては、次に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本委任状、代理請求申請書、住民票 など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書 など
身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、入院通院申告書、診察券(写)、運転免許証(写)、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書 など
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1) 就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。
 (注2) 身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合
 本パンフレットの補償の内容（P.3保険金をお支払いする主な場合と、P.4お支払いできない主な場合）をご確認ください。

7.保険会社破綻時の取扱い
 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

- 8.個人情報の取扱いについて
 - 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【きらら保険サービス(株)の個人情報の取扱いに関するご案内】
 いただいた個人情報は当社が委託を受けている保険会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理を行うために利用させていただきます。その他、当社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ (<https://www.ki-ra-ra.jp/>) の「個人情報保護方針」をご覧くださいませようお願いします。

【きらら保険サービス(株)の個人情報に関するお問い合わせ窓口】
 きらら保険サービス株式会社 企画総務部 業務変革室 e-mail : privacy@ki-ra-ra.jp

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
 このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを記載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

会社付保 と 本人付保 の併用でさらに補償を手厚く。



NTT社員のAさん

今回<会社付保>に加入したけど、元々加入していた<本人付保>は解約や、口数を減らさなきゃいけないの？

併用することで補償が厚くなるから解約しないで大丈夫！
受け取る保険金額が年収を超えなければ口数も減らす必要はないよ。
元々、口数目安は年収の7割程度になるように設定されているから、ほとんどの人は減らさなくても大丈夫なんだ。
(万が一、年収を超える場合はきらら保険サービスに連絡してネ)



きらちゃん

本人付保 のお申込み、商品内容の確認はWEBでカンタン！

申込手続きはネット上でお客様のタイミングで手続きできます。
下記のURLまたは二次元コードからアクセスしてください。

<https://www.ki-ra-ra.jp/ntt-dantai/g ltd/>

今すぐ
お申込みは
こちらから



お問い合わせ

●就業障害になられた際のお手続き方法

きらら保険サービスまたは損保ジャパン事故サポートセンターまでご連絡ください。

【きらら保険サービスカスタマーサポートセンター】

 **0120-590-251**

ガイダンス

受付時間 平日 午前9:00～午後4:00
(土曜日・日曜日・祝日はお休みとさせていただきます。)

きらら保険サービスへご連絡する際は、下記①～③の情報が必要になります。
※きらら保険サービスにて受付後、損保ジャパンの担当者よりご連絡をさせていただきます。

- ①加入者氏名、氏名コード、生年月日、自宅住所、電話番号 等
- ②身体障害発生日(注)、就業障害開始日
- ③就業障害の原因

(注) 身体障害発生日とは傷害については傷害の原因となった事故発生日を、病気については医師の診断による発病日をいいます。

●きらら保険サービス受付時間外の連絡先

【損保ジャパン事故サポートセンター】

 **0120-727-110**

受付時間：24時間365日

証券番号/契約者名(NTT株式会社)が必要です。

●新規申込やご契約の変更に関するお問い合わせ先

取扱代理店

 NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

〒105-6791 東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館

カスタマーサポートセンター

 **0120-590-251**

ガイダンス

受付時間 平日 午前9:00～午後4:00
(土曜日・日曜日・祝日はお休みとさせていただきます。)

詳しくは [WEBから](https://www.ki-ra-ra.jp/) <https://www.ki-ra-ra.jp/>

※被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細はきらら保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。



引受保険会社(幹事)

損害保険ジャパン株式会社 情報通信産業部 営業課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 050-3808-2265 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社